

○国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

(昭和二十二年十一月十一日両院議長協議決定)

改正

第一条 国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、本件及び別に定める場合を除き、政府職員の例に準ずるものとし、政府職員において人事院又は人事院事務総長の承認を要するものと定められている事項については、各本属長が政府職員との均衡を考慮して決定するものとする。

第二条 紹料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一から別表第四までに定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第二条の二 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）第一条第十項の両議院の議長が協議して定める国会職員は、行政職給料表(二)の適用を受ける国会職員又は診療所等に勤務し医療業務に従事する医師若しくは歯科医師である国会職員とし、同項の両議院の議長が協議して定める年齢は、五十七歳とする。

第三条 新たに速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受けるる国会職員となる者に適用する初任給基準表は、速記職給料表初任給基準表（別表第五）及び議院警察職給料表初任給基準表（別表第六）とする。

第四条 速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員に適用する在級期間表は、速記職給料表在級期間表（別表第七）及び議院警察職給料表在級期間表（別表第八）とする。

第五条 国会職員の職務の級及び号給を決定する場合においては、

各本属長の行う正規の試験に合格した者は、人事院が定める試験機関の行う試験に合格した者と同等の資格を有するものとみなす。

第六条 速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員についての昇格時号給対応表は、速記職給料表昇格時号給対応表（別表第九）及び議院警察職給料表昇格時号給対応表（別表第十）とする。

第七条 速記職給料表及び議院警察職給料表の適用を受ける国会職員についての降格時号給対応表は、速記職給料表降格時号給対応表（別表第十二）及び議院警察職給料表降格時号給対応表（別表第十二）とする。

第八条 速記職給料表の適用を受ける国会職員のうち、職務の級が二級又は一級に属する者で、その者のその職務の級に在級した期間が速記職給料表在級期間表に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）に達したものが、主任速記士試験又は速記士試験に合格したときは、その者の属する職務の級より一級上位の職務の級に昇格するために必要な資格を有するものとする。

第九条 給料表の適用範囲に関する件（昭和三十二年十一月十一日両院議長協議決定）第四条第一号の規定による事務総長の指定により速記職給料表の職務の級六級から行政職給料表（）の職務の級七級へ異動した国会職員の号給については、当分の間、職務の級が速記職給料表の六級に属する国会職員との権衡上必要と認められる限度において、各本属長が協議して定められる限度において、各本属長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 給料表の適用範囲に関する件第五条第一号の規定による事務総長の指定により議院警察職給料表の職務の級六級から行政職給料表（）の職務の級七級へ異動した国会職員の号給については、当

分の間、職務の級が議院警察職給料表の六級に属する国会職員との権衡上必要と認められる限度において、各本属長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

1 本件は、昭和三十二年四月一日から適用する。

2 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（昭和三十二年六月一日両院議長決定）の適用の日に在職する速記職給料表の適用を受ける国会職員のうち、職務の等級が四等級、五等級又は六等級に属する者の昇格については、同表の適用を受けるその他国会職員との均衡上必要がある場合においては、速記職給料表等級別資格基準表におけるその者の必要経験年数又は必要在級年数を短縮することができる。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表（）級別標準職務表

一一級

定型的な業務を行う職務

一二級

- 1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の主任の職務
- 2 各議院法制局における法律案の立案に關し専門的知識又は経験を必要とする職務

- 3 衆議院事務局の調査局若しくは參議院事務局の常任委員会

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

一三六

調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち専門的知識又は経験を必要とする職務

4 相当高度の知識又は経験を必要とし、かつ、複雑な業務を行う職務

三 三級

1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の係長又は困難な業務を処理する主任の職務

2 各議院法制局における法律案の立案に関し相当高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

3 衆議院事務局の調査局若しくは参議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち相当高度の専門的知識又は経験を必要とする職務

4 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする調査研究又は翻訳等に従事する職務

四 四級

1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の困難な業務を分掌する係の長の職務

2 各議院法制局における法律案の立案に関し高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、相当困難な業務を行う職務

3 衆議院事務局の調査局若しくは参議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち特に高度の専門的知識又は経

業務若しくは調査業務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、相当困難な業務を行う職務

4 高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、相当困難な調査研究又は翻訳等に従事する職務

五 五級

1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の課長補佐の職務

2 各議院法制局における法律案の立案に関し高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う職務

3 衆議院事務局の調査局若しくは参議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う職務

4 高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な調査研究又は翻訳等に従事する職務

六 六級

1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の困難な業務を処理する課長補佐の職務

2 各議院法制局における法律案の立案に関し特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う職務

3 衆議院事務局の調査局若しくは参議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち特に高度の専門的知識又は経

験を必要とし、かつ、困難な業務を行う職務
4 特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、困難な
調査研究又は翻訳等に従事する職務

七級

- 1 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の室長又は特に困難な業務を処理する課長補佐の職務
- 2 各議院法制局における法律案の立案に関し特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、特に困難な業務を行う職務
- 3 衆議院事務局の調査局若しくは参議院事務局の常任委員会調査室における調査業務又は国立国会図書館における司書業務若しくは調査業務のうち特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、特に困難な業務を行う職務
- 4 特に高度の専門的知識又は経験を必要とし、かつ、特に困難な調査研究又は翻訳等に従事する職務

八級

- 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の課長又は困難な業務を所掌する室の長の職務

九級

- 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官訴追委員会事務局又は裁判官弾劾裁判所事務局の重要な業務を所掌する課の長の職務

十級

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

各議院事務局、各議院法制局又は国立国会図書館の特に重要な業務を所掌する課の長の職務
別表第二（第二条関係）
行政職給料表(二)級別標準職務表

一級

- 1 電話交換手の職務
- 2 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務
- 3 自動車運転手の職務
- 4 監視の職務
- 5 用務員の職務

一二級

- 1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務
- 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務
- 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務
- 4 数名の用務員を直接指揮監督する組長又は特に困難な業務を行う用務員の職務

三級

- 1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務
- 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

- 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務
- 4 相当数の用務員を直接指揮監督する組長の職務
- 四 四級
- 1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務
- 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務
- 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務
- 五 五級
- 1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務
- 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

別表第三（第一条関係）

速記職給料表級別標準職務表

- 一 一級
- 1 速記士補の職務
- 2 補助速記者の職務
- 二 二級
- 速記士の職務
- 三 三級
- 主任速記士の職務
- 四 四級
- 速記副監督の職務
- 五 五級

六 六級	困難な業務を行う速記副監督の職務
六 六級	速記監督の職務

別表第四（第二条関係）

議院警察職給料表級別標準職務表

- 一 一級
- 衛視の職務
- 二 二級
- 衛視班長の職務
- 三 三級
- 1 衛視副長の職務
- 2 衛視班長の行う係長の職務
- 四 四級
- 困難な業務を処理する衛視副長の職務
- 五 五級
- 1 衛視長の職務
- 2 衛視副長の行う課長補佐の職務
- 六 六級
- 困難な業務を処理する衛視長の職務

別表第五 速記職給料表初任給基準表（第三条関係）

試験		初任給
正規の試験	速記士補	1級 13号給
	補助速記者	1級 1号給

別表第六 議院警察職給料表初任給基準表（第三条関係）

試験		学歴免許	初任給
正規の試験	上級	大学卒	1級 17号給
	中級	短大卒	1級 9号給
	初級	高校卒	1級 1号給

備考 1. 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」は、衛視採用試験を示す。
 2. 衛視の採用時教養の修了者その他部内他の国会職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、各本局長が別に定める。

別表第七 速記職給料表在級期間表（第四条関係）

職務の級				
2級	3級	4級	5級	6級
1	3	7	3	2

備考 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

別表第八 議院警察職給料表在級期間表（第四条関係）

職務の級				
2級	3級	4級	5級	6級
5	5	6	2	2

備考 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

別表第九 速記職給料表昇格時号給対応表（第六条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	5
6	1	1	1	2	6
7	1	1	1	3	7
8	1	1	1	4	8
9	1	1	1	5	9
10	1	1	1	6	10
11	1	1	1	7	11
12	1	1	1	8	12
13	1	1	1	9	13
14	2	2	1	10	14
15	3	3	1	11	15
16	4	4	1	12	16
17	5	5	1	13	17
18	6	6	1	14	18
19	7	7	1	15	19
20	8	8	1	16	20
21	9	9	1	17	21
22	10	10	1	18	22
23	11	11	1	19	23
24	12	12	1	20	24
25	13	13	1	21	25
26	14	14	2	22	26
27	15	15	3	23	27
28	16	16	4	24	28
29	17	17	5	25	29
30	18	18	6	26	30
31	19	19	7	27	31
32	20	20	8	28	32
33	21	21	9	29	33
34	22	22	10	30	33
35	23	23	11	31	34
36	24	24	12	32	34
37	25	25	13	33	35
38	25	25	14	34	35
39	26	26	15	35	36
40	26	26	16	36	36
41	27	27	17	37	37
42	27	27	18	38	37
43	28	28	19	39	38
44	28	28	20	40	38
45	29	29	21	41	39
46	29	29	22	42	39
47	29	30	23	43	40
48	29	30	24	44	40

49	29	31	25	45	41
50	29	31	26	46	41
51	30	32	27	47	42
52	30	32	28	48	42
53	30	33	29	49	43
54	30	33	30	49	43
55	30	33	31	50	44
56	31	34	32	50	44
57	31	34	33	51	45
58	31	34	34	51	45
59	31	35	35	52	45
60	31	35	36	52	46
61	32	35	37	53	46
62	32	36	38	54	46
63	32	36	39	55	46
64	32	36	40	56	46
65	32	37	41	57	47
66		37	41	58	47
67		37	42	59	47
68		37	42	60	47
69		37	43	60	47
70		38	43	60	48
71		38	44	60	48
72		38	44	60	48
73		38	45	60	48
74		38	45	60	48
75		39	45	60	49
76		39	45	60	49
77		39	46	61	49
78		39	46	61	49
79		39	46	61	50
80		40	46	61	50
81		40	47	61	50
82		40	47	61	50
83		40	47	61	51
84		40	47	61	51
85		41	48	61	51
86		41	48		
87		41	48		
88		41	48		
89		41	49		
90		41	49		
91		41	49		
92		42	50		
93		42	50		
94		42	50		
95		42	51		
96		42	51		
97		42	51		
98		42	51		
99		42	52		
100		43	52		

101		43	52		
102		43	52		
103		43	53		
104		43	53		
105		43	53		
106		43	53		
107		44	54		
108		44	54		
109		44	54		
110		44	54		
111		44	55		
112		44	55		
113		44	55		

別表第十 議院警察職給料表昇格時号給対応表（第六条関係）

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

昇格した日の前日に受けた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	6
11	1	1	1	3	7
12	1	1	1	4	8
13	1	1	1	5	9
14	1	2	1	6	10
15	1	3	1	7	11
16	1	4	1	8	12
17	1	5	1	9	13
18	2	6	1	10	14
19	3	7	1	11	15
20	4	8	1	12	16
21	5	9	1	13	17
22	6	10	2	14	18
23	7	11	3	15	19
24	8	12	4	16	20
25	9	13	5	17	21
26	10	14	6	18	22
27	11	15	7	19	23
28	12	16	8	20	24
29	13	17	9	21	25
30	14	18	10	22	26
31	15	19	11	23	27
32	16	20	12	24	28
33	17	21	13	25	29
34	18	22	14	26	30
35	19	23	15	27	31
36	20.	24	16	28	32
37	21	25	17	29	33
38	22	26	18	30	34
39	23	27	19	31	35
40	24	28	20	32	36
41	25	29	21	33	37
42	26	30	22	34	38
43	27	31	23	35	39
44	28	32	24	36	40
45	29	33	25	37	41
46	30	34	26	38	42
47	31	35	27	39	43
48	32	36	28	40	44
49	33	37	29	41	45
50	34	38	30	42	46

51	35	39	31	43	47
52	36	40	32	44	48
53	37	41	33	45	49
54	38	41	34	46	50
55	39	42	35	47	51
56	40	42	36	48	52
57	41	43	37	49	53
58	42	43	38	50	53
59	43	44	39	51	54
60	44	44	40	52	54
61	45	45	41	53	55
62	46	46	42	54	55
63	47	47	43	55	56
64	48	48	44	56	56
65	49	49	45	57	57
66	50	50	46	58	57
67	51	51	47	59	58
68	52	52	48	60	58
69	53	53	49	61	58
70	54	54	49	62	58
71	55	55	50	63	58
72	56	56	50	64	58
73	57	57	51	65	58
74	58	58	51	66	59
75	59	59	52	67	59
76	60	60	52	68	59
77	61	61	53	68	59
78	62	62	54	68	59
79	63	63	55	69	59
80	64	64	56	69	59
81	65	65	57	69	60
82	66	65	58	70	60
83	67	66	59	70	60
84	68	66	60	71	60
85	69	67	61	72	60
86	70	67	61	73	60
87	71	68	61	74	60
88	72	68	62	75	61
89	73	69	62	76	62
90	74	70	62	77	62
91	75	71	63	78	63
92	76	72	63	79	64
93	77	73	63	80	64
94	78	74	64		
95	79	75	64		
96	80	76	64		
97	81	77	65		
98	82	77	65		
99	83	78	66		
100	84	78	66		
101	85	79	67		
102	86	79	67		
103	87	80	68		
104	88	80	68		
105	89	81	69		

106	90	82	69		
107	91	83	70		
108	92	84	70		
109	93	85	70		
110	93	85	70		
111	94	85	70		
112	94	86	70		
113	95	86	70		
114	95	86	70		
115	96	87	70		
116	96	87	70		
117	97	87	71		
118	98	88	71		
119	99	88	71		
120	100	88	71		
121	101	89	71		
122	102	89	71		
123	103	89	71		
124	104	90	71		
125	105	90	71		
126	105	90			
127	105	90			
128	106	90			
129	106	91			
130	106	91			
131	107	91			
132	107	91			
133	107	91			
134	108	92			
135	108	92			
136	108	92			
137	108	92			
138	108	93			
139	109	93			
140	109	93			
141	109	93			
142	109				
143	109				
144	110				
145	110				
146	110				
147	110				
148	110				
149	111				
150	111				
151	111				
152	111				
153	111				

別表第十一 速記職給料表降格時号給対応表（第七条関係）

降格した日の前 日に受けている 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	13	13	25	5	1
2	14	14	26	6	2
3	15	15	27	7	3
4	16	16	28	8	4
5	17	17	29	9	5
6	18	18	30	10	6
7	19	19	31	11	7
8	20	20	32	12	8
9	21	21	33	13	9
10	22	22	34	14	10
11	23	23	35	15	11
12	24	24	36	16	12
13	25	25	37	17	13
14	26	26	38	18	14
15	27	27	39	19	15
16	28	28	40	20	16
17	29	29	41	21	17
18	30	30	42	22	18
19	31	31	43	23	19
20	32	32	44	24	20
21	33	33	45	25	21
22	34	34	46	26	22
23	35	35	47	27	23
24	36	36	48	28	24
25	38	38	49	29	25
26	40	40	50	30	26
27	42	42	51	31	27
28	44	44	52	32	28
29	50	46	53	33	29
30	55	48	54	34	30
31	60	50	55	35	31
32	65	52	56	36	32
33	65	55	57	37	34
34	65	58	58	38	36
35	65	61	59	39	38
36	65	64	60	40	40
37	65	69	61	41	42
38	65	74	62	42	44
39	65	79	63	43	46
40	65	84	64	44	48
41	65	91	66	45	50
42	65	99	68	46	52
43	65	106	70	47	54
44	65	113	72	48	56
45	65	113	76	49	59
46	65	113	80	50	64
47	65	113	84	51	69
48	65	113	88	52	74

49	65	113	91	54	78
50	65	113	94	56	82
51	65	113	98	58	85
52	65	113	102	60	85
53	65	113	106	61	85
54	65	113	110	62	85
55	65	113	113	63	85
56	65	113	113	64	85
57	65	113	113	65	85
58	65	113	113	66	85
59	65	113	113	67	85
60	65	113	113	76	85
61	65	113	113	85	85
62	65	113	113	85	85
63	65	113	113	85	85
64	65	113	113	85	85
65	65	113	113	85	85
66	65	113	113	85	85
67	65	113	113	85	85
68	65	113	113	85	85
69	65	113	113	85	85
70	65	113	113	85	85
71	65	113	113	85	85
72	65	113	113	85	85
73	65	113	113	85	85
74	65	113	113	85	85
75	65	113	113	85	85
76	65	113	113	85	85
77	65	113	113	85	85
78	65	113	113	85	
79	65	113	113	85	
80	65	113	113	85	
81	65	113	113	85	
82	65	113	113	85	
83	65	113	113	85	
84	65	113	113	85	
85	65	113	113	85	
86	65	113			
87	65	113			
88	65	113			
89	65	113			
90	65	113			
91	65	113			
92	65	113			
93	65	113			
94	65	113			
95	65	113			
96	65	113			
97	65	113			
98	65	113			
99	65	113			
100	65	113			

101	65	113			
102	65	113			
103	65	113			
104	65	113			
105	65	113			
106	65	113			
107	65	113			
108	65	113			
109	65	113			
110	65	113			
111	65	113			
112	65	113			
113	65	113			

別表第十二 議院警察職給料表降格時号給対応表（第七条関係）

国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	13	21	9	5
2	18	14	22	10	6
3	19	15	23	11	7
4	20	16	24	12	8
5	21	17	25	13	9
6	22	18	26	14	10
7	23	19	27	15	11
8	24	20	28	16	12
9	25	21	29	17	13
10	26	22	30	18	14
11	27	23	31	19	15
12	28	24	32	20	16
13	29	25	33	21	17
14	30	26	34	22	18
15	31	27	35	23	19
16	32	28	36	24	20
17	33	29	37	25	21
18	34	30	38	26	22
19	35	31	39	27	23
20	36	32	40	28	24
21	37	33	41	29	25
22	38	34	42	30	26
23	39	35	43	31	27
24	40	36	44	32	28
25	41	37	45	33	29
26	42	38	46	34	30
27	43	39	47	35	31
28	44	40	48	36	32
29	45	41	49	37	33
30	46	42	50	38	34
31	47	43	51	39	35
32	48	44	52	40	36
33	49	45	53	41	37
34	50	46	54	42	38
35	51	47	55	43	39
36	52	48	56	44	40
37	53	49	57	45	41
38	54	50	58	46	42
39	55	51	59	47	43
40	56	52	60	48	44
41	57	54	61	49	45
42	58	56	62	50	46
43	59	58	63	51	47
44	60	60	64	52	48
45	61	61	65	53	49
46	62	62	66	54	50
47	63	63	67	55	51
48	64	64	68	56	52
49	65	65	70	57	53
50	66	66	72	58	54

51	67	67	74	59	55
52	68	68	76	60	56
53	69	69	77	61	58
54	70	70	78	62	60
55	71	71	79	63	62
56	72	72	80	64	64
57	73	73	81	65	66
58	74	74	82	66	73
59	75	75	83	67	80
60	76	76	84	68	87
61	77	77	87	69	88
62	78	78	90	70	90
63	79	79	93	71	91
64	80	80	96	72	93
65	81	82	98	73	93
66	82	84	100	74	93
67	83	86	102	75	93
68	84	88	104	78	93
69	85	89	106	81	93
70	86	90	116	83	93
71	87	91	125	84	93
72	88	92	125	85	93
73	89	93	125	86	93
74	90	94	125	87	93
75	91	95	125	88	93
76	92	96	125	89	93
77	93	98	125	90	93
78	94	100	125	91	93
79	95	102	125	92	93
80	96	104	125	93	93
81	97	105	125	93	93
82	98	106	125	93	93
83	99	107	125	93	93
84	100	108	125	93	93
85	101	111	125	93	93
86	102	114	125	93	
87	103	117	125	93	
88	104	120	125	93	
89	105	123	125	93	
90	106	128	125	93	
91	107	133	125	93	
92	108	137	125	93	
93	110	141	125	93	
94	112	141			
95	114	141			
96	116	141			
97	117	141			
98	118	141			
99	119	141			
100	120	141			

101	121	141			
102	122	141			
103	123	141			
104	124	141			
105	127	141			
106	130	141			
107	133	141			
108	138	141			
109	143	141			
110	148	141			
111	153	141			
112	153	141			
113	153	141			
114	153	141			
115	153	141			
116	153	141			
117	153	141			
118	153	141			
119	153	141			
120	153	141			
121	153	141			
122	153	141			
123	153	141			
124	153	141			
125	153	141			
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				

附 則（平成十八年三月三十一日）（抄）

（施行期日）

1 本件は、平成十八年四月一日から施行する。

（改正規程附則第六条適用速記議警職員の在級年数等に関する経過措置）

2 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第六条の規定によりその者の平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた国会職員であつて速記職給料表又は議院警察職給料表の適用を受けるもの（以下「改正規程附則第六条適用速記議警職員」という。）のうち、次の各号に掲げる国会職員に対する本件による改正後の国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件別表第五又は別表第六の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が速記職給料表の二級若しくは五級又は議院警察職給料表の四級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であつた国会職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第六条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同規程附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた国会職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

附 則（平成二十三年三月三十一日）

（施行期日）

第一条 本件は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 国会職員の昇格については、本件の施行の日から起算して三年間は、国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件第一条の規定によりその例に準ずるものとされる人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条第二項第三号ロの規定は、適用しない。

第三条 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十二年十一月二十六日両院議長決定）附則第五条第一項

格、昇給等の基準に関する件第一条の規定によりその例に準ずるものとされる人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定によるものに限る。）について、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、速記職給料表の二級若しくは議院警察職給料表の四級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であつた国会職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第六条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同規程附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた国会職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

（経過措置）

第一条 本件は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 国会職員の昇格については、本件の施行の日から起算して三年間は、国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件第一条の規定によりその例に準ずるものとされる人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条第二項第三号ロの規定は、適用しない。

第三条 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十二年十一月二十六日両院議長決定）附則第五条第一項

の規定により読み替えられた国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）第一条第八項の両議院の議長が協議して定める期間は、平成二十三年一月一日から同年九月三十日までの期間とする。

附 則（令和元年十一月十五日）

本件は、令和元年十一月二十二日から施行し、本件による改正後の国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。